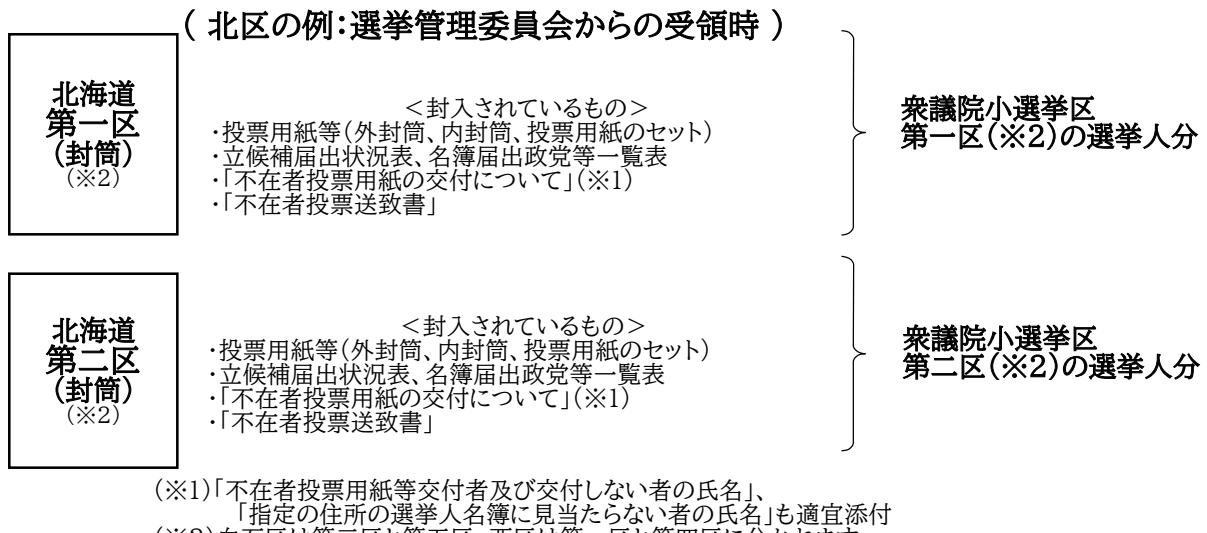


不在者投票指定施設における不在者投票に際してのお願い (北区、白石区及び西区における衆議院議員選挙(小選挙区)の区割り対応)

北区、白石区及び西区においては、衆議院議員選挙(小選挙区)の選挙区が分割されていることから、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

○投票用紙等の受領時

北区、白石区及び西区選挙管理委員会では、投票用紙等の請求があった場合、選挙区ごとに封筒を分けて投票用紙等をお渡し致します(該当する選挙区の選挙人からの請求がない場合、その選挙区の封筒はありません)。



○投票時

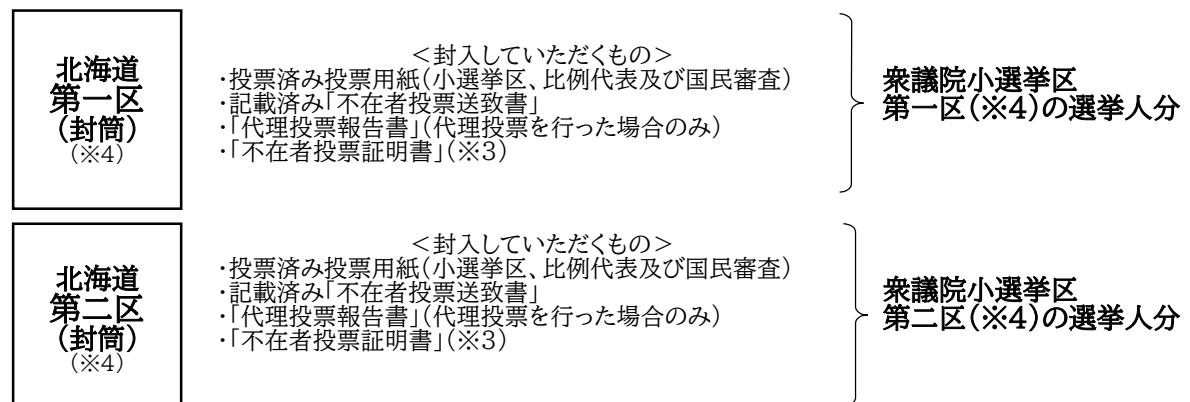
北区、白石区及び西区に選挙人名簿登録がある選挙人については、外封筒に該当する選挙区を表示(裏面参照)しておりますので、よく確認の上、該当する選挙区の「立候補届出状況表」を提示するようお願い致します。なお、比例代表選挙の「名簿届出政党等一覧表」については、全区同じ内容となります。

○投票用紙等の送致時

北区、白石区及び西区選挙管理委員会への投票済み投票用紙等の送致に際しては、投票用紙等の受領時に渡された選挙区ごとの封筒に「投票用紙」及び「不在者投票送致書」(場合により、左記に加え「不在者投票証明書」、「代理投票報告書」)を選挙区ごとに分けて入れ、送致いただきますようお願い致します。

なお、「不在者投票送致書」(場合により、左記に加え「代理投票報告書」)についても、選挙区ごとに作成いただきますようお願い致します。

(北区の例:選挙管理委員会への送致時)



(※3)当該書類がある場合は併せて添付

(※4)白石区は第三区と第五区、西区は第一区と第四区に分かれます。

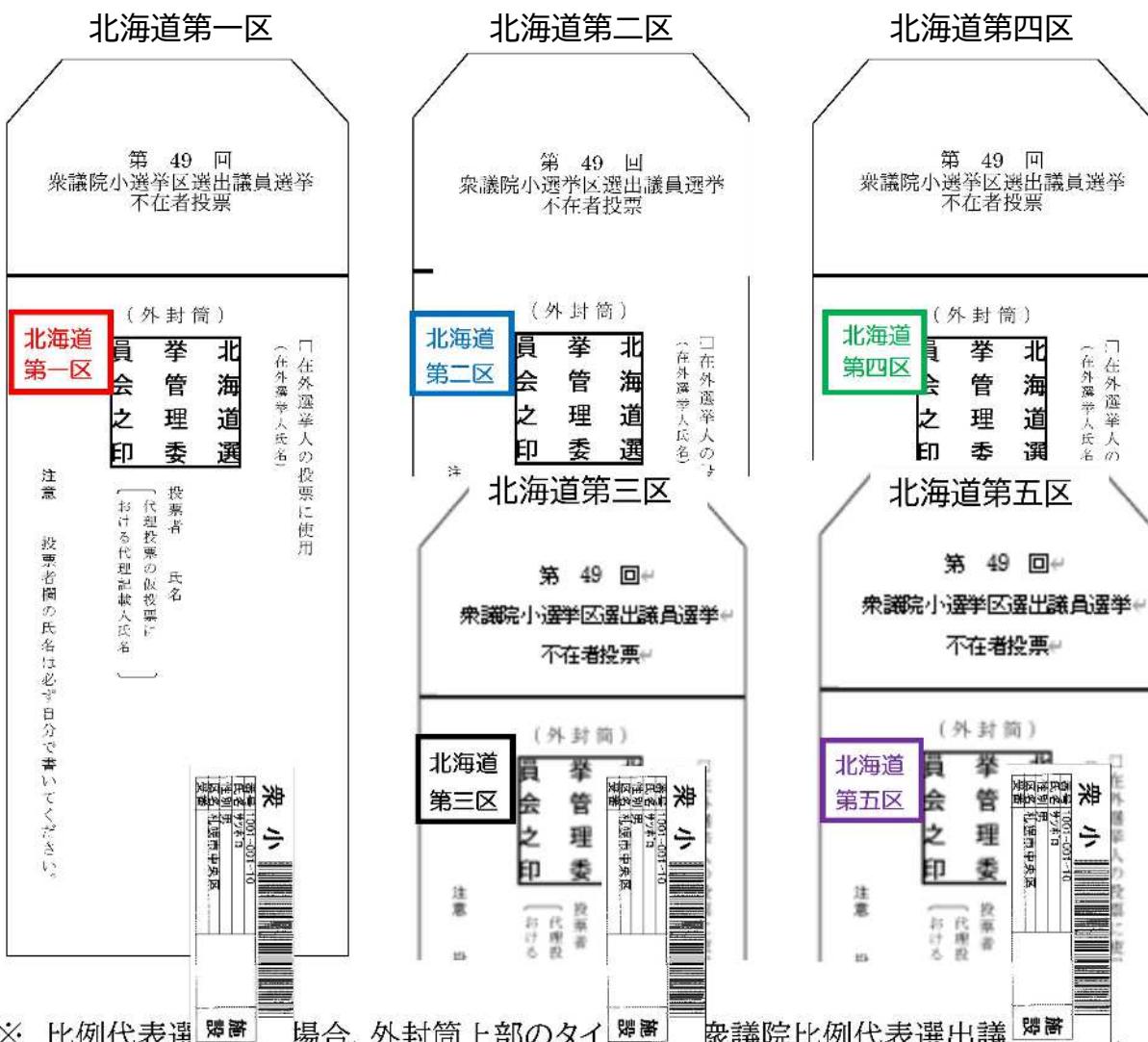
北区、白石区及び西区に選挙人名簿登録がある選挙人の外封筒について

北区、白石区及び西区に選挙人名簿登録がある選挙人については、下記のとおり、外封筒に、該当する選挙区を表示しております(区割りが関係するのは小選挙区選挙のみですが、比例代表選挙用及び最高裁判所裁判官国民審査用の外封筒にも同様の表示をしております)。

なお、北区、白石区及び西区以外に選挙人名簿登録がある選挙人については、外封筒に選挙区の表示はありません。

- サイズ: 2cm×2cm 角型
- 表示内容: ・北海道第一区(配色:赤)【北区・西区】 ・北海道第二区(配色:青)【北区】
・北海道第三区(配色:黒)【白石区】 ・北海道第四区(配色:緑)【西区】
・北海道第五区(配色:紫)【白石区】
- 表示箇所: 外封筒左上

<不在者封筒外封筒への表示(小選挙区選挙用の場合)>



※ 比例代表選舉場合、外封筒上部のタイル、右下のラベルの表示が「衆比」となります。

※ 国民審査用の場合、外封筒上部のタイトルが「第 27 回最高裁判所裁判官国民審査」、右下のラベルの表示が「国審」となります。